

令和2年度 豊島区路上生活者対策連絡会議 会議録

開催日時	令和2年12月11日（金） 午後2時00分～午後3時00分
担当部署	保健福祉部生活福祉課
会場	区民センター 6階小ホール
出席者	<p>【会長】 豊島区保健福祉部長</p> <p>【委員】 警視庁池袋警察署生活安全課長（代理）、警視庁巣鴨警察署生活安全課長、警視庁目白警察署生活安全課長（代理）、東京消防庁池袋消防署警防課長（代理）、西武鉄道株式会社池袋駅管区長（代理）、株式会社東武百貨店池袋店安全管理部長、株式会社池袋ショッピングパーク取締役（代理）、株式会社パルコ池袋店次長（次長）、国土交通省東京国道事務所万世橋出張所管理第三係長（代理）、東京都染井霊園管理事務所長、東京都交通局巣鴨駅務管区長、東京都歴史文化財団東京芸術劇場管理課長（代理）、豊島区総務部治安対策担当課長、豊島区保健福祉部福祉総務課長、豊島区保健福祉部生活福祉課長、豊島区保健福祉部西部生活福祉課長、池袋保健所生活衛生課長、池袋保健所健康推進課長（代理）、豊島区環境清掃部ごみ減量推進課長、豊島区都市整備部土木管理課長、豊島区都市整備部公園緑地課長（代理） 以上22名</p>
傍聴人	0人
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
非公開・一部非公開の理由	路上生活者の個人情報に配慮するため。
会議次第	<p>1 開会</p> <p>（1）会長あいさつ</p> <p>（2）委員のご紹介</p> <p>2 議事</p> <p>（1）報告事項</p> <p>①路上生活者概数調査について</p> <p>②合同パトロールについて</p> <p>③自立支援センター実施事業及び東京都事業</p> <p>（2）情報交換</p> <p>①事前の議題募集に基づく意見交換</p> <p>②各団体における路上生活者対策の取り組みについて</p>

会議の内容

1 開 会

幹事より欠席者、傍聴者、配布資料の確認

(1) 会長あいさつ

ただいまより、令和2年度路上生活者対策連絡会議を開催いたします。私は本会議の会長を務めております豊島区保健福祉部長の田中と申します。

日頃より路上生活者対策に日々取り組まれている皆様には、師走の大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、各事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みにご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本会議は、豊島区内に滞在する路上生活者に対して、保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するために、関係機関が相互に情報の交換及び連携を図ることを目的としております。

皆様ご存じのとおり「路上生活者対策」は、路上生活者本人の福祉はもとより、事故や犯罪の抑制・救急搬送・施設の適正管理等々様々な場面で、関係各機関相互の協力や連携が不可欠です。

本日は、皆様が路上生活者に対応するうえで、必要な時に連絡が取り合いやすい関係づくりの契機となるよう、日頃の取り組みなどについて情報交換をする場にして頂きたいと思っております。1時間という限られた時間ではございますが、皆様どうぞよろしく願いいたします。

(2) 委員のご紹介

2 議事

(1) 報告事項

①路上生活者概数調査について

会長： それでは議事の(1)報告事項に入らせていただきます。まず、「路上生活者概数調査結果について」、生活福祉課長から報告します。

幹事： それでは資料3「令和2年度 豊島区路上生活者対策連絡会議」をご用意ください。お手元の資料に沿ってご報告させていただきます。

1 ページ目の令和2年1月 路上生活者概数調査 実施結果をご覧ください。路上生活者概数調査は、東京都が冬季1月と夏季8月の年2回、道路・公園・河川敷・駅などにいる路上生活者を目視により調査するものでございます。ただし、国管理河川は調査の対象外です。

なお、概数調査の結果は通常ですと調査から数か月で公表されるのですが、新型コロナウイルスの影響で厚生労働省の集計作業に時間を要しており、今年8月の調査結果はまだ公表されておられません。現段階での最新調査結果は本年1月のものとなっております。

令和2年1月の実施結果では、特別区全体で557人の路上生活者が確認されました。このうち豊島区は48人で、23区内で5番目という結果となっており、最も多い新宿区の約1/2の人数でした。

次に2ページの【特別区】路上生活者数・増減数（前年同期比）をご覧ください。

特別区全体としては37人の大幅な減少となりましたが、千代田、渋谷、杉並、北、足立、葛飾、豊島の7区で増加、特に豊島区はここ数年減少傾向にありましたが、今回は12人増加し、増加人数としては一番高い結果となりました。

特別区の路上生活者数の推移をご覧ください。減少傾向は続き、前回調査の令和元年夏季からさらに13人減少して、ピーク時の平成11年夏季（5,798人）からは10分の1以下に減少しております。

豊島区の推移については次の4ページの豊島区 路上生活者数の推移をご覧ください。

ピークは平成12年夏季229人でしたが、現在ではピーク時の約5分の1程度まで減少しております。初めにご説明させていただきました通り、本年8月の調査結果がまだ公表されておりませんが、新型コロナウイルスの流行に伴い、路上生活者数にどのような変化が見られるのか、発表が待たれるところでございます。簡単ではございますが、路上生活者概数調査結果については以上です。

会長： ただいま、生活福祉課長から「路上生活者概数調査結果について」の説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

（特に質問無し）

会長： よろしいでしょうか。では、引き続き、合同パトロールの説明をお願いします。

幹事： それでは、まず5ページの路上生活者の自立支援をご覧ください。こちらは、豊島区独自、都区共同で実施している路上生活者の自立支援をまとめた表でございます。豊島区独自事業としましては、「路上生活者対策連絡会議」、これから報告いたします「合同パトロール」、生活福祉課の開庁時間にクラッカーを支給する「応急援護食料支給」の3つの事業がございます。都区共同事業には、路上生活者の起居する場所へ赴くアウトリーチ事業である「巡回相談事業」、自立支援センター内で実施する「緊急一時保護事業」「自立支援事業」の他に、アフターフォローの「地域生活継続支援事業」、路上生活が長期化・高齢化した方を支援する「支援付地域生活移行事業」がございます。

②合同パトロールについて

それでは、豊島区独自事業「合同パトロール」についてご報告させていただきます。

6ページをご覧ください。合同パトロールは、毎月第3火曜日に実施しています。路上生活者からの相談を待つだけでなく、池袋警察署、各鉄道事業者の皆さまと、豊島区職員が連携し、池袋駅構内やその周辺の公園を巡回するアウトリーチ型の事業でございます。

路上生活者と思われる方から生活状況や健康状態を聞き取り、福祉事務所などへの相談を促しています。自身の生活に強い拘りを持つ方もおりますが、うつ病・統合失調症などの精神疾患を有すると考えられる層も一定程度見られます。また、池袋保健所の保健師が年に数回同行し、路上生活者の健康状態をチェックするとともに、結核等が疑われる方の把握を行っています。

7ページには巡回の箇所を示しております。現在は駅構内の巡回終了後、池袋警察署の皆さま、および区の公園緑地課職員と共に、池袋駅周辺の公園の巡回も実施しております。

8ページの合同パトロールの対応者の推移をご覧ください。こちらは、過去5年間の推

移でございます。先ほどご説明させていただきました、豊島区の路上生活者概数調査と同じような動きとなっており、対応人数は平成30年度から令和元年度にかけて、やや増加しております。

最後に9ページの令和元年度以降の月別対応者数の推移をご覧ください。こちらは、新型コロナウイルスの流行に伴って合同パトロールの対応者数に変化がみられるかどうかを見ていただくためにご用意させていただきました。今年の2月頃から新型コロナウイルスの流行が始まり、失業者が増加しているとの報道がありますが、合同パトロールでの対応数に関しましては、緊急事態宣言があった春以降、一時的にやや増加したものの、8月以降は減少し、横ばいの状況が続いています。合同パトロールにつきましては、来年度も同様の方法で実施する予定でございますので、関係の皆さまには、引き続きご協力をお願いいたします。日程等の詳細は、お配りしております資料6に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、路上生活者に関する年末年始の相談体制についてご連絡します。

28日月曜日までは、本庁舎4階の生活困窮者相談窓口、東池袋分庁舎の生活保護相談窓口ともに通常どおりご相談を受け付けております。ご相談はなるべく28日までにご願ひできればと思います。しかしながら、今年は新型コロナウイルスの影響もあることから、特に緊急性の高いご相談につきましては、年内29日から31日の間、本庁舎で福祉事務所職員が対応することといたしました。元旦から3日は本庁舎の宿直を通して福祉事務所職員に連絡が入る体制を整えております。年明けは、1月4日月曜日より通常業務となります。

会長： ただいま、「合同パトロールについて」と年末年始の体制について課長から説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

(特に質問無し)

それでは次に、「自立支援センター実施事業及び東京都事業」について、福祉総務課長より報告させていただきます。

③自立支援センター実施事業及び東京都事業

委員： 自立支援センター実施事業及び東京都事業について説明させていただきます。資料の中で自立支援ということ区が共同で行っている「自立支援センター」について内容を説明します。

2ページをご覧ください。特別区内の道路、公園、河川敷等で生活を余儀なくされている方や、こうした状態となるおそれのある方に対して、就労による自立と社会生活に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施する事業です。自立支援センターは、自立支援センターは、23区を5ブロックに分け、それぞれのブロックを構成する各区が5年ごとの順次交代制で設置する施設となっております。

豊島区は第4ブロックに属し、構成区は豊島区、板橋区、杉並区、練馬区、中野区の5区となっております。概要ですが、自立支援センター豊島寮と呼んでおりますが、建物の名称は「ハイツ豊島」という名称です。施設開設日が平成28年3月23日です。5年交代で令和3年3月をもって、閉設となります。今、入寮している方は板橋寮に引っ越

していただき、引き続き自立支援センターとして生活を支援する形となります。運営が特別区人事・厚生事務組合で運営委託先が社会福祉法人 東京援護協会となっております。

3 ページをご覧ください。1. 巡回相談事業としまして、巡回相談を受付けております。

第4ブロック内の道路・公園・河川敷等で起居する方々の場所を相談員が巡回する事業です。1人ひとりの状況に応じて、生活、健康、就労及び路上生活からの脱却に向けた自立に対する面接相談を行います。また、必要に応じ生活保護制度の相談、各種福祉サービスの案内なども行う事業です。平成27年4月からは看護師も同行しております第4部ブロック内でのそれぞれの5つの区（豊島区、板橋区、杉並区、練馬区、中野区）を1週間単位で巡回しております。

4 ページをご覧ください。2. 緊急一時保護事業です。一時的な居場所の提供や健康回復、実情に応じた社会復帰を支援する事業です。健康診断・健康チェックや就労確認可否の判断、心身状況のチェックを行います。基礎アセスメント（分析）による方針決定を行い、今後は生活保護を受けるべきか、自立支援事業移行すべきかなどを2週間で見極めております。この2週間の中で、就労自立が可能と判断された方について、就労による自立、円滑な地域移行の支援を6か月で支援を行います。重点ポイントとして、就労支援、生活支援、法律相談、住宅相談としてアパート確保のための相談を受けながら、地域生活移行事業として自立支援住宅（借上アパート）での生活訓練やアパート契約支援を行っております。

6 ページをご覧ください。この6か月の中でケアを行って、退寮した方についてはアフターケアを行っております。支援が終わってから、1年以内は居宅訪問、豊島寮機関誌の発行、同窓会（OB会）を開き、近況の報告をします。これらの事業については、本人の同意があった場合のみに行いますので、すべての方にアフターケアを行っているというわけではございません。

次に7ページ目をご覧ください。こちらは昨年度から新たに始まった支援付地域生活移行事業がございます。高齢化した路上生活者が豊島寮で集団生活を行っていくのが難しいということがございます。巡回相談、居住支援及び見守りを行うことで、路上生活を脱し地域で生活できるよう支援します。アパートを個別に借りて、1人で生活をしながら支援員が支援をしていきます。原則3か月とし、必要がある場合は6か月まで延長することができます。

最後に8ページをご覧ください。コロナ禍の影響で5月から東京都がビジネスホテルなど緊急的な一時宿泊場所を提供する事業を行いました。インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）における一時利用住宅の拡充に加え、ビジネスホテルなど緊急的な一時宿泊場所を提供します。

豊島区の対応といたしましては、令和2年4月11日（土）～7月14日（火）において合計で105名の方の対応をしました。成果としまして、87名の方が住居確保をして、アパートなどに移って生活しております。男女比は8:2で男性のほうが多く、平均年齢も46.1歳で、年齢が若い方が事業を受けていました。ハートネットTVで「新型コロナと貧困」という番組で取り上げていただきました。この緊急一時事業の利用者が多く、もしか

したら、年末年始も行わせていただくかもしれません。何かございましたら、情報提供をさせていただきます。説明は以上です。

会長： ただいまの「自立支援センター実施事業及び東京都事業」についての説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございますか。
(特に質問無し)

(2) 情報交換

①事前の議題募集に基づく意見交換

会長： では、次に議事の(2)、情報交換に移らせていただきます。

事前の議題募集に基づく意見交換ということで、事前に3名の委員様から頂戴しております内容に基づいて、順にご紹介させていただき、意見を交換できればと思います。まず、西武鉄道株式会社様より、「路上生活者の新型コロナ感染対策と感染状況を教えてほしい」とのご質問を頂戴しております。では、生活福祉課長よりご報告させていただきます。

幹事： まず、状況でございますが、路上生活者のコロナの感染状況については、申し訳ございませんが資料はございません。路上生活者において豊島区で生活保護を受給している人の中で新型コロナウイルスに感染している人はおりません。そのほか、路上生活者でコロナをきっかけに失業や収入減少により生活保護の受給に至った方が4月～11月で58人いらっしゃいました。しかしながら、10～11月は1人もおりません。4月～11月の路上生活者全体の生活保護の申請が361件ですので、相談の約16%がコロナの影響による生活保護申請となります。先ほど福祉総務課長から緊急一時宿泊の話がありましたが、付け加えますと、4/11(土)と4/12(日)に区役所の中で緊急で相談窓口を設けました。

先ほど申し上げた合同パトロールについてですが、路上生活者にパトロールでのマスク・石鹸や感染症対策のチラシを配っております。福祉事務所に相談し、生活保護開始になりますと、宿泊場所を用意します。コロナ前は相部屋に泊まってもらっていましたが、感染の危険があるため、現在は緊急一時宿泊場所のホテルなど個室を優先的に探し、宿泊してもらいます。

会長： ただいまの豊島区からの報告に関しまして、ご意見・ご質問などございますか。

緊急事態宣言により、マスクが手に入らない状況が続きまして、企業や沢山の団体からマスクを頂き、おかげ様で介護施設や福祉施設などに行き渡りました。たくさんの方からご支援を頂き、感謝しております。

続きまして、株式会社池袋ショッピングパーク様より、「多目的トイレの長時間利用に苦慮し、正規利用者との判断が困難であるため声掛けなどを実施して対応している」との事例紹介をいただいております。こちらについて、池袋ショッピングパーク様、補足等ございますか。

委員： 公共通路である池袋ショッピングパークの北南側通りにある多目的トイレがあります。そちらを路上生活者と思われ方が長時間使用してございました。巡回や警備を行ってございまして、特に9月から強化をしております。それからは特に確認をしていないという話を聞きます。

会長： ありがとうございます。同様の状況である事業者様がいらっしゃるかもしれませんが、この事例について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

幹事： 公園の施設の中にトイレがありまして、平成 29 年から公園の改修または改築を始めたところ。多機能トイレの改修工事をほぼ完了いたしまして、その中でも多機能トイレについては、日中の時間で開け閉めしていることもございますので、比較的発覚が早いです。私たち職員が出向いて、お声がけをして出て行ってもらいます。路上生活者でないケースもありますが、長時間その後公園にいることの無いようにしていただいております。

会長： 本庁舎の地下 1 階に多目的トイレがあるのですが、対応としては皆様と同じようにお声がけしていくことしか対応が出来ていない状況であり、それしかないのかなと思っておりますが、これから寒い時期でございますので、長時間使用する路上生活者が出てくるのかと危惧をしております。

続きまして、東京消防庁 池袋消防署様より、「路上や公園等で寝ている路上生活者を一般の方が倒れていると思い 119 番通報することにより、真に救急車を必要としている方への救急車到着が延伸してしまう」との情報をいただいております。こちらについて、池袋消防署様、補足等ございますか。

委員： 先程、会長からお話があった通り、119 番通報があれば必ず出動します。池袋管内の区域というのは、池袋駅を境に西側が池袋消防署、東側が豊島消防署の管轄となっております。やはり、少なからず路上生活者を扱う救急事案が増えてきております。

池袋消防署の管内に関して、データを持って参りましたのでご紹介させていただきます。

今年度 4 月 1 日～12 月 11 日までの間の路上生活者の搬送状況でございます。出動は 31 件です。その内、病院に搬送したケースが 22 件で不搬送が 9 件発生しております。この 9 件というのは路上生活者ご本人が 119 番通報したのではなく、周りの方からの通報でございますが、本人が救急車に乗る意思が無いということです。9 件というのは少ないと感じられるかと思いますが、東京消防庁の救急隊は 267 隊ありますので、その救急隊が 9 件ずつ扱っていると、2,200 件以上扱うこととなります。現状、このようなことが池袋救急隊で起こっているということで、情報提供をさせていただきます。

会長： 通報するのは、通行人の方が多いのでしょうか。

委員： そうですね、通行人の方で 119 番してそのまま立ち去ってしまうケースが多いです。どの方を通報したのかが分からないので、通報者に連絡して確認することがあります。救急車の乗ることを拒否したり、暴言を吐いたりする人もいますので、救急隊も精神的に辛い思いをしているところがあります。冒頭でもお話した通り、通報があれば必ず出動しなければなりません。出動したけど怒られてしまうということもございますので、情報提供をさせていただきます。

会長： 他にご意見・ご質問などございますか。

(特に質問無し)

②各団体における路上生活者対策の取り組みについて

会長： それでは次に「各団体における路上生活者対策の取り組みについて」としまして、委員の皆様が路上生活者への対応として取り組んでいらっしゃることや日頃感じていること等ありましたら、ぜひ、お話しいただきたいと思っております。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(特に質問無し)

(閉会)

幹事： それでは最後に会長よりご挨拶申し上げます。

会長： 本日は、ご多忙のところ、ご出席いただき、貴重なご意見をありがとうございました。

池袋駅は、新宿・渋谷にならんで乗降客数が多く、日本有数のターミナルを抱えているため、大都市問題である路上生活者の対応は避けることができません。皆様方から勉強をさせていただきまして、様々な対策をさせていただきたいので、今後ともそれぞれのお立場からのご協力を引き続きよろしく願いいたします。以上でございます。

幹事： 最後に次回会議のご案内でございます。

本連絡会議ですが、来年度も同時期に開催させていただく予定でございます。今回同様に通知を、メール又は郵送でさせていただきますので、宜しく願いいたします。

それでは本日の連絡会議は閉会といたします。皆さま、お疲れ様でした。お忘れ物などないよう、お気をつけてお帰りください。